

大阪曹達會社荷馬車挽子勞働争議

- 一、名 稱 大阪曹達株式會社運搬請負業利島組
- 二、所 在 地 小倉市大字中井口
- 三、事業の種類 曹達製造—製品其他材料運搬
- 四、事 業 主 運搬請負人 利島龜太郎
- 五、從業員數 荷馬車挽子 三一名
- 六、争議參加人員 三〇名
- 七、同發生年月日 昭和九年九月 十三日
- 八、同解決年月日 同 九月二十一日
- 九、同發生原因

本社の製品其他材料運搬請負業者たる利島組では從來荷馬車二十三臺に依り挽子三十一名を使用中のところ、製品の増加を理由に新に荷馬車四臺を増加したるに、挽子

側では之れが爲に收入減を來すので二臺に半減し且つ挽子の組合組織を要求することとなり、九月十三日請負業者に對し左の要求をなしたのである。

十、要求事項並に經過

- 十三日挽子側より左の要求をなした
- 1、荷馬車四臺増加を半減すること
- 2、荷馬車挽子組合を認むること
- 之に對し請負人は越へて十五日全部拒絶したので挽子側では次の二項を追加して十八日利島組支配人を訪問再び要求を爲したのである。
- 3、荷馬車賣買は從業員一同に一任すること
- 4、荷物激増し増車の必要を生じたる際は從業員一同に増車を命ずること